



子ども手当の手続きをお願いします



◆子ども手当とは…平成22年4月から新しく始まる制度です。

手当の趣旨	次代の社会を担う子どもひとりひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了前までの児童を養育している方を対象に、手当を支給するものです。
対象年齢	中学校修了前(15歳到達後最初の3月末まで)
手当月額(一人当たり)	13,000円
所得制限	無

◆子ども手当の手続きが必要な方に申請書等を4月30日(金)ごろ発送します。

申請書等が届くのは次の方です

- ①新中学2・3年生(平成7年4月2日から平成9年4月1日生まれ)の子どもを養育している方
- ②児童手当を受給していなかった方

※平成22年4月1日以降に出生した子どもを養育している方、または朝霞市に転入した方で支給対象の子どもを養育している方には申請書等は届きませんので、子ども手当の手続きが必要です。転入または誕生日の翌日から15日以内に手続きをしてください。申請書は市役所子育て支援課にもありますが、市ホームページからダウンロードできます。

※手当を受けるためには、申請が必要です。ただし、平成22年3月31日まで児童手当受給者で、新中学2・3年生のお子さんを養育していない方は申請不要です。

◆手当を受けるには申請が必要です！

郵送された申請書(認定請求書または額改定認定請求書)に必要な事項をご記入のうえ、次の①②を同封の返信用封筒に入れて返送してください。提出先は請求者の住所地になりますが、公務員の方の提出先は勤務先になります。詳しくは勤務先にお問い合わせください。

①記入済みの申請書(認定請求書または額改定認定請求書)

請求者は、保護者(原則的には父か母)のうち生計を支えている方となります。

振り込み先の口座は、請求者ご本人名義の口座を指定してください。ゆうちょ銀行を指定される場合は、振込専用口座を記入してください。振込専用口座について、ご不明な点はゆうちょ銀行にお問い合わせください。

②請求者の健康保険証のコピー

または年金加入証明

(厚生年金、共済年金に加入の方のみ)

厚生年金加入の方で、全国土木建築国民健康保険組合以外の国民健康保険組合に加入の方は、健康保険証のコピーではなく、年金加入証明を提出してください。

※国民年金加入者または年金未加入者および額改定認定請求の方は②は不要です。

手続きの流れ



◆支払月について

平成22年6月、10月、平成23年2月、6月の各10日(祝・休日に当たる場合は直前の開庁日)に支給します。

※児童手当受給者については、児童手当の2月、3月分を併せて支給します。

支 払 月	支 払 内 容
平成22年 6月期*	4・5月分
10月期	6～9月分
平成23年 2月期	10～1月分
6月期	2・3月分

◆6月期の支給を希望する方へ

6月期の支給を希望する方の申請書(認定請求書または額改定認定請求書)の提出期限は平成22年5月21日(必着)です。

◆申請猶予期限について

子ども手当は申請書提出日の属する月の翌月分から支給となります。ただし、子ども手当制度創設に伴う申請猶予期限として、今回申請書が届いた方は、平成22年9月30日までに提出されると、4月分から支給対象となります。

※申請猶予期限に伴い、申請書の提出時期によって、手当の支払月が変わりますので、ご注意ください。

◆臨時窓口を開設します

子ども手当の申請受付を行うため臨時窓口を開設しますので、ぜひご利用ください。

日時/5月8日(土)・9日(日) 午前9時～正午 会場/市役所 本館2階 子育て支援課(24番窓口)

※当日は、正面出入り口ではなく、警備員室入り口をご利用ください。

◆寄付について

子ども手当を市に寄付できる仕組みを設けます。寄付していただける場合は、事前に手続きが必要です。手続きの詳細は、子育て支援課にお問い合わせください。

問/子育て支援課 内2645・2647 ☎048-463-2834